

「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の進捗状況について

津信用金庫は、平成 15 年 8 月に「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を策定後、当金庫内の意思疎通と協力体制を整え、活動して参りました。

平成 15 年 4 月から平成 17 年 3 月までの進捗状況を取りまとめましたので、その「要約」を地域のみなさまに公表いたします。

今後も、地域社会の発展のため個々の策定計画に前向きに取り組んでいきたいと考えています。

記

リレーションシップバンキングに関する当金庫の主な取組み（平成 15 年 4 月から平成 17 年 3 月）

1. 中小企業金融の再生に向けた取組み

- （1）人材の育成を目的とした目利き研修への参加
- （2）産学官とのネットワークの一環として、各種会議への参加
- （3）地域金融円滑化会議への参加

2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

- （1）中小企業に対するコンサルティング機能、情報提供機能の強化
- （2）経営改善支援により、債務者区分のランクアップ

3. 新しい中小企業金融への取組み

ローンレビューの徹底、スコアリングモデルの拡大・強化

4. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化

- （1）貸付契約、保証契約等の債務者への説明態勢の整備

5. 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上に向けた取組み

- （1）金融再生法開示債権の保全状況の開示（3 月、9 月）
- （2）総代会の機能強化を図るため総代会制度等の内容を開示
- （3）各種規定の見直し及び改定による整備

詳細は別添資料「機能強化計画の進捗状況（要約）」をご覧ください。

機能強化計画の進捗状況 (要約)

(別紙様式3)

1. 15年4月から17年3月の全体的な進捗状況

- (1)当金庫では、「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を策定後、理事会・店長会議等を通じて内容の説明に尽力した結果、内部の意思疎通と協力体制は、整った。
- (2)当期間中は、官公庁や業界関係の会議・研修等への参加を主体に行ない、関連資料や説明内容は関係部署へフィードバックしているので、趣旨は徹底している。
- (3)当期間中は、自己査定のランク・アップや取引先からのアプローチ（不動産鑑定士や中小企業大学校の紹介等）があったことは、最大の成果であった。
- (4)ディスクロージャー誌やホームページを通して各種の開示および公表を行った。

2. 16年10月から17年3月までの進捗状況

- (1)当期間中の官公庁や業界関係の会議等には、積極的に参加した。
- (2)各種の開示および公表を行った。

3. 計画の達成状況

- (1)策定計画には前向きに取り組むことができた。「目利き研修」の受講および内部研修を行ない中小企業金融の再生に向けた取り組みができた。
- (2)顧客に直結する経営管理・財務内容の健全化に向けた取り組みや経営相談・支援機能の強化を行う取り組みができた。

4. 計画の達成状況に対する分析・評価及び今後の課題

- (1)顧客に直結する取り組みを行うことができたのが、最大の成果であった。
- (2)今後も、これまで行ってきた顧客に対するスタンスを堅持し、更なる顧客への支援に取り組んで行きたい。

5.アクションプログラムに基づく個別項目の計画の進捗状況

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15年度	16年度	15年 4月～17年 3月	16年 10月～17年 3月	
・中小企業金融の再生に向けた取組み						
1.創業・新事業支援機能等の強化						
(2)企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	役職員を外部研修(目利き研修)に派遣する。全信協研修のカリキュラムを検討し必要とする講座に参加させる。	外部研修に参加させる。	左記に準じ、効果をあげる。17年度以降更に、一層の充実を図る。	1.平成15年 9月東海地区信用金庫協会主催の企業再生講座に受講申込を行なった。 2.同年同月、全国信用金庫協会主催の目利き力養成講座の受講申込を行なった。 3.平成15年10月21日、22日に東海地区信用金庫協会主催の企業再生講座を2名が受講した。 更に平成15年12月15日～19日に全国信用金庫協会主催の目利き講座を1名が受講した。 4.平成15年10月23日に東海財務局主催の中小企業金融に関するシンポジウムに1名出席した。 5.平成16年1月8日に外部研修受講者による庫内紹介講座(庫内研修)を行なった。 6.平成16年4月13日、14日に東海地区信用金庫協会主催の業種別アドバイスポイント講座を5名が受講した。 7.平成16年9月7日に東海地区信用金庫協会主催の企業再生講座を1名が受講した。	取り組み実績はない。	外部研修へ派遣する。 -1-(2)「目利き研修」

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15年度	16年度	15年 4月～ 17年 3月	16年 10月～ 17年 3月	
2.取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化						
(1)経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	1.前向きに広範囲なネットワークの活用を図る。 2.コンサルティングや情報提供機能は重要な問題であり、前向きに取り組む。 具体的取組策 1.インターネットによる情報源の開拓を図る。 2.取引先に対するコンサルティングやビジネス・マッチングに関する関心をもたせる。 3.知識涵養のため、外部研修に派遣する。	1.店長会議等で趣旨説明する。 2.職員を外部研修に派遣する。	15年度スケジュールに準じて、徹底を図る。 17年度以降更に、一層の充実・強化を図る。	1.平成15年7月、取引先より遊休地の資産活用について相談があった。 7月31日、専門的なアドバイスを受けるため、不動産鑑定士を紹介した。 2.平成15年9月11日、店長会議でコンサルティング、ビジネス・マッチング等の趣旨を説明した。 3.日常の業務で情報の提供を行なっている。 4.職員を派遣する適当な外部研修がなく行なわれていない。	1.日常の業務で情報の提供を行なっている。 2.職員を派遣する適当な外部研修がなく行なわれていない。	可能な範囲で前向きに取り組む。
(3)要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	別紙様式 3 - 2、3 - 3及び 3 - 4参照					
(4)中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	外部研修や通信研修が実施されれば、参加する。			外部研修があれば派遣するが、適当な研修の開催もなぐ現状維持の状況である。	外部研修があれば派遣する考えである。16年度下期において適当な研修の開催もなぐ現状維持の状況である。	外部研修へ派遣する。 -2-(4)中小企業支援スキルの向上を目的とした研修
(5)「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	当地の中小企業者からの要望には協力、支援を惜しまない。 中小企業者からの受身的立場にあるので、当金庫独自の具体策はない。			1.法人取引先より愛知県瀬戸市の「中小企業大学校」で受講したいとの依頼があり、当金庫で相談に応じ斡旋を行った。 2.15年11月20日、21日に受講した。	今回は、受講者もなく店頭にパンフレットを配備し情報提供に努めた。	中小企業大学校への入学希望者へは有効な情報を提供する。

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15年度	16年度	15年 4月～ 17年 3月	16年 10月～ 17年 3月	
3.早期事業再生に向けた積極的取組み						
(1)中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	融資実務担当者の知識涵養を図る。そのため、当該制度の解説資料を配布する。	関連の解説資料を各店へ配布する。	左記に準じて、意識の高揚に努める。 17年度以降 一層の充実・強化を図る。	当金庫の既往債務者で必要性のあるものはない。今後は、各店へ知識涵養のため、解説資料の配布を予定している。	当金庫の既往債務者で必要性のあるものはない。今後は、各店へ知識涵養のため、解説資料の配布を予定している。	職員の知識涵養に努める。
4.新しい中小企業金融への取組みの強化						
(1)ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方	1.現状の融資スタンスを維持・継続しながら、企業信用格付制度の対象範囲（業種）の拡大を図っていく。 2.ローンレビューの定着と企業信用格付制度の範囲を拡大する。	企業信用格付制度の対象範囲を拡大する。	左記に準じ、充実を図る。 （当金庫の場合、個人事業主の格付が完成すれば、申し分ない）。 17年度以降 引き続き、充実・強化を図る。	1.現状は今までの融資スタンスを維持・継続しつつ、信金中金の「企業信用格付制度」を採用しスコアリングを取り入れた融資審査を行っている。 2.15年度上期に不動産賃貸業が追加業種となった。 サービス業も土地・建物型、機械・装置型、労働集約型の3分類とし内容が充実した。 3.現在、対象が法人のみであるが、16年度を目処にシステムの拡充により個人事業主も対象に加える準備中である。	1.現状は今までの融資スタンスを維持・継続しつつ、信金中金の「企業信用格付制度」を採用しスコアリングを取り入れた融資審査を行っている。 2.現在、対象が法人のみであるが、16年度を目処にシステムの拡充により個人事業主も対象に加える準備中である。	拡大・充実・強化を図る。
5.顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化						
(1)銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	事務ガイドラインに明示される事項は尊重し、具体的な取組みを検討する。	事務ガイドラインに明示される事項は尊重し、具体的な取組みを検討する。	左記のとおり検討する。	1.従来どおりのスタンスで貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明は顧客の来店により十分説明し、保証意思を確認している。 2.更に内容の充実を図るため、検討会を各店の担当者を招集し行った（15年11月18日開催）。	1.従来どおりのスタンスで貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明は顧客の来店により十分説明し、保証意思を確認している。	1.現状の方針を維持・踏襲する。 2.事務ガイドラインに明示される事項は尊重する。

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15年度	16年度	15年 4月～ 17年 3月	16年 10月～ 17年 3月	
(2)「地域金融円滑化会議」の設置・開催	1.会議には積極的に参加、必要な部分は経営手法に取り入れる。 2.会議の結果を常務会に報告、必要な部分を周知し問題発生予防的手段として活用する。	会議に出席、収集した情報内容の金庫内への周知徹底を図る。	会議に出席、収集した情報内容の金庫内への周知徹底を図る。 17年度以降 上記に準じて、一層効果のあがるように継続する。	1.平成15年6月19日、9月19日の両日に三重県の第1回・第2回の「地域金融円滑化会議」に出席した。 2.会議の内容は、理事長以下、役員陣に報告している。 3.平成15年11月21日、第3回の「地域金融円滑化会議」に出席した。 4.平成16年5月20日、第5回の「地域金融円滑化会議」に1名が出席した。 5.平成16年11月26日、第7回の「地域金融円滑化会議」に1名が出席した。	1.平成16年11月26日、第7回の「地域金融円滑化会議」に1名が出席した。	1.今後とも積極的に参加し、協力する。 2.会議で得た重要な情報は、当金庫内に周知徹底し、問題発生未然防止に努める。
(3)相談 苦情処理体制の強化	他金庫の苦情案件を収集し、これを参考に苦情処理能力の向上に努める。	一層の能力の充実 強化を図る。	左記のとおり更に一層の充実 強化を図る。	現状のとおり融資に関する苦情の申出はない。現時点では他金庫の苦情案件の収集はできておらず、現状維持の状況である。	現状のとおり融資に関する苦情の申出はない。16年度下期においても現状維持の状況である。	1.苦情処理体制は、現状維持でよい。 2.未然防止に努めることが先決である。
6.進捗状況の公表	業界団体の指導により前向きに検討する。	公表の細目が決定すれば、上期及び下期に各1回程度公表する。	公表の細目が決定すれば、上期及び下期に各1回程度公表する。 17年度以降 一層の充実 強化を図る。	1.アクションプログラムに基づく機能強化計画を平成15年9月26日にホームページで公表した。 2.平成15年度上期の施策の進捗状況は、平成15年11月28日にホームページで公表した。 3.平成15年度下期の施策の進捗状況は、平成16年6月4日にホームページで公表した。 4.平成16年度上期の施策の進捗状況は、平成16年11月26日にホームページで公表した。	1.平成16年度上期の施策の進捗状況は、平成16年11月26日にホームページで公表した。	公表に向けて、前向きに検討する。

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15年度	16年度	15年 4月～ 17年 3月	16年 10月～ 17年 3月	
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み						
1.資産査定、信用リスク管理の強化						
(1) 適切な自己査定及び償却・引当の実施	1.自己査定及び償却・引当のための意思疎通を図る。 2.自己査定担当者の能力アップを図る。 3.結果と格差を生じた場合、原因を究明する。 具体的取組策 1.債務者の実態把握。 2.担当者の能力アップのため会議等の開催。 3.本部の二次査定の厳格化。 4.結果と格差を生じた場合、原因究明する。	1.債務者の実態について見直し作業を行う。 2.自己査定の事前会議を開催して意思疎通を図る。	左記に準じて、徹底を図る。 17年度以降更に、一層の充実・強化を図る。	1.平成15年9月期の自己査定は、簡便的な方法によるものである。今後も、自己査定担当者の能力向上と意思疎通を図って行く。 2.平成16年1月8日に理事長以下、男子役職員ほぼ全員と女子職員が参加し自己査定の事前会議を開催した。 3.平成15年12月31日を基準日として、自己査定を行ない本部で厳格に二次査定を行なった。 4.平成16年9月、自己査定実施要領」を改定した。 5.平成16年9月期の自己査定は、簡便的な方法によるものである。今後も、自己査定担当者の能力向上と意思疎通を図って行く。	1.平成16年9月、自己査定実施要領」を改定し内容の見直しを行い各店に配布した。 2.平成16年9月期の自己査定は、簡便的な方法によるものである。今後も、自己査定担当者の能力向上と意思疎通を図って行く。	万全を期すよう積極的に努力する。
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証				1.平成15年8月に15年度路線価図が公表されたことに伴い、各店で再評価を行った。 2.路線価のない住宅団地は、本部にて調査し一覧表を作成して周知した。 3.平成16年8月に16年度路線価図が公表されたことに伴い、各店で再評価を行った。 4.路線価のない住宅団地は、本部にて調査し一覧表を作成して周知した。	1.平成16年8月に16年度路線価図が公表されたことに伴い、各店で再評価を行った。 2.路線価のない住宅団地は、本部にて調査し一覧表を作成して周知した。	現状を踏襲する。

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15年度	16年度	15年 4月～17年 3月	16年 10月～17年 3月	
(1) 金融再生法開示債権の保全状況の開示	1.金融再生法による不良資産開示は、6か月ごとに行う。 2.併せて保全状況についても、6か月ごとに行う。 具体的取組策 金融再生法による不良債権及び保全状況は、今後6か月ごとに実施する。	上期・下期の年間2回開示。	左記に準じて実施する。 17年度以降 一層の充実・強化を図る。	1.平成15年3月期のディスクロージャー誌において金融再生法による債権額及び保全状況を8月に開示した。 2.9月期も同様に11月に開示した。 3.平成16年3月期のディスクロージャー誌において金融再生法による債権額及び保全状況を平成16年8月に開示し、ホームページに公表した。 4.9月期も同様に11月16日に開示した。 5.今後も、3月期、9月期で開示を実施する。	1.平成16年9月期のディスクロージャー誌において金融再生法による債権額及び保全状況を平成16年11月に開示し、ホームページに公表した。 2.今後も、3月期、9月期で開示を実施する。	開示スタンスで前向きに実施する。
2.収益管理態勢の整備と収益力の向上						
3.ガバナンスの強化						
(2) 半期開示の実施	1.ガバナンスに関する開示内容の制度化が先決である。 2.正式に決定があれば検討し実施が決定されれば受け入れる。			現時点では、半年開示を要する事項は開示を行っている。更に開示すべき事項が明示されれば、開示に向かって努力する。	現時点では、半年開示を要する事項は開示を行っている。	
(2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	全信協の検討結果を踏まえて検討する。	全信協の検討結果を踏まえて検討する。	左記のとおり検討する。	1.全信協の検討結果を踏まえて検討する。 2.平成16年8月、16年3月期のディスクロージャー誌で総代会について、開示し同日、ホームページで公表した。	取組み実績はない。	当金庫の総代選考、総代会の運営は民主的で、理事の独断専行を許容する仕組みでないので、現状の制度を維持・継続する。

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15年度	16年度	15年 4月～ 17年 3月	16年 10月～ 17年 3月	
4.地域貢献に関する情報開示等						
(1)地域貢献に関する情報開示	1.地域貢献への公表は前向きに実施する。 具体的取組策 1.地域貢献への公表 ディスクロージャー誌、ホームページで前向きに公表。 2.利用者のアンケートの公表等は、機が熟した段階で、具体的に可能な方法を検討する。	従来どおり、積極的に情報開示する。	左記のとおりの方針を維持 継続する。 17年度以降更に、充実 強化を図る。	平成15年3月期ディスクロージャー誌から、地域貢献に関するディスクロージャーについて当金庫の考えを示した。 今後は、更に内容の充実に努めたい。	今後は、更に内容の充実に努めたい。	諸情勢を検討しながら拡大 強化に努める。
5.法令等遵守 (コンプライアンス)						
行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止	1.理事長自ら、コンプライアンスに関するコミットメントを行う。 2.職員教育の一環として不祥事件やトラブル防止の必要性を周知徹底する。 3.職員の私生活の健全性に注視する。 具体的取組策 1.理事長自ら、法令遵守のコミットメントを行う。 2.理事会の関与を高め当金庫全体の問題として意識を鼓舞する。 3.常勤監事から意見を聴取する。 4.内部監査の結果を常務会へ報告し、不祥事件等発生之余地が存在しないか検討する。 5.世間的に公表された不祥事件等の事例を役職員へ示し、問題提起や反省の動機付けを行う。 6.マニュアルの反復熟読を奨励する。 7.情報を金庫内へ公開する。	1.理事長が機会あるごとにコミットメントを行う。 2.理事会へコンプライアンスの遵守状況を報告する。 3.内部監査結果を常務会へ報告し、内容を検討する。 4.その他必要な措置を講ずる。	左記に準じて、反復 継続する。	1.渉外活動の廃止により、十年来不祥事件はない。 2.平成16年9月、「コンプライアンス・マニュアル」を改正し内容の充実を図った。 3.顧客とのトラブルもなく、苦情も発生していない。今後も現状の取組み姿勢を推し進め、役職員間の意思疎通を図る。	1.平成16年9月、「コンプライアンス・マニュアル」を改正し、内容の充実を図り、役職員全員に配布した。 2.今後も現状の取組み姿勢を推し進め、役職員間の意思疎通を図る。	所要の措置を積極的に講ずる。 -5 法令等遵守 (コンプライアンス)

3.その他関連する取組み (別紙様式2)

項 目	具体的な取組み	進捗状況	
		15年 4月～ 17年 3月	16年 10月～ 17年 3月
- 1- (2) 「目利き研修」	1.担当者を全国信用金庫協会、及び東海地区信用金庫協会が主催する外部研修に派遣し、終了後、各店の担当者を集めて内部研修を行う。 2.東海地区信用金庫協会主催 (平成15年10月21日～22日開催)、全国信用金庫協会主催 (平成15年12月15日～19日開催)に3名の職員を派遣した。 3.庫内紹介講座 (庫内研修)を平成16年1月8日に開催した。 4.東海地区信用金庫協会主催 (平成16年4月13日～14日開催) (平成16年9月7日開催)に計6名派遣した。	1.平成15年10月、東海地区信用金庫協会主催の企業再生講座を受講した。 2.平成15年12月、全国信用金庫協会主催の目利き力養成講座を受講した。 3.平成16年1月8日、受講者による内部研修が開催された。 4.平成16年4月、東海地区信用金庫協会主催の業種別アドバイスポイント(目利き)講座を受講した。 5.平成16年9月、東海地区信用金庫協会主催の企業再生 (目利き)講座を受講した。	取り組み実績はなかった。
- 2- (4) 「中小企業支援スキルの向上を目的とした研修」	1.この種の事項を目的とした外部研修や通信研修が実施されれば参加する。研修終了後、各店の担当者を集めて内部研修を行い全店に周知する。	1.外部研修があれば派遣する考えである。適当な研修も開催されず現状維持の状況である。 2.今後、適当な研修が開催された場合は派遣し、受講者による内部研修を行う。	1.外部研修があれば派遣する考えである。平成16年度下期において適当な研修の開催もなく、現状維持の状況である。 2.今後、適当な研修が開催された場合は派遣し、受講者による内部研修を行う予定である。
- 5 法令等遵守 (コンプライアンス)	平成15年度 1.理事長が機会あるごとにコミットメントを行う。 2.理事会へコンプライアンスの遵守状況を報告する。 3.内部監査結果を常務会へ報告し、内容を検討する。 4.その他必要な措置を講ずる。 平成16年度、17年度以降 上記に準じて、反復継続し、一層充実強化する。	1.平成16年9月、「コンプライアンス・マニュアル」を改正し内容の充実を図った。 2.今後も「コンプライアンスマニュアル」の反復熟読を奨励し、問題意識を持たせる。 3.役職員間の意思の疎通を図る。	1.今後も「コンプライアンス・マニュアル」の反復熟読を奨励し、問題意識を持たせる。 2.役職員間の意思の疎通を図る。

中小企業金融の再生に向けた取組み

2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表

具体的な取組み		1. 要注意先については、各企業ごとに個別事情を考慮し、メリハリのある審査、管理態勢で臨む。 2. 企業の実態に応じ、事業存続及び再生可能な先はその他の融資先と区分して、積極的な支援を行う。 3. 不良債権の新規発生防止に努める。特に、延滞発生防止には、格段の注意をもって臨む。 4. そのため、既往融資先をマーキングして、債務者の実態把握を実地に行う。 5. 債務者の実態について、悪化の兆候を察知した場合は、本部及び役員に報告し、本部と営業店が一体となって善後策を協議して、事態の収拾に努める。 6. 健全債権化及び不良債権防止等の実績公表は、実施が決定された段階で具体策を検討する。
スケジュール	15 年度	1. 上記の取組策を理事会へ付議し、当金庫全体の方針として位置づけする。 2. 店長会議の招集の際、当該方策の周知徹底を図る。
	16 年度	同上。
備考 (計画の詳細)		
進捗状況	(1)経営改善支援に関する体制整備の状況 (経営改善支援の担当部署を含む) 15 年 4 月～17 年 3 月	1. 従来どおり 具体的取組策を実行しメリハリのある審査、管理態勢で個々の債務者に臨んでいる。 2. 各店は周知し実行している。 3. 当金庫は、経営改善支援取組み先を5 先とし、営業店と本部と連絡を密にして取組んでいる。

	16年4月～17年3月	1. 従来どおり 具体的取組策を実行しメリハリのある審査、管理態勢で個々の債務者に臨んでいる。 2. 各店は周知し実行している。 3. 当金庫は、経営改善支援取組み先を5先とし、営業店と本部と連絡を密にして取組んでいる。
	(2)経営改善支援の取組み状況(注) 15年4月～17年3月	○基本方針 1. 要注意先は、長期的な存続と再生に向けた方策を模索し、可能な限りの支援を行う 2. 不良債権の新規発生防止に努める。 ○取組み内容 1. 来店時、訪問により積極的にアドバイスし支援を行う 2. 債務者の実態把握を実地に行う 3. 上記の結果、遊休地の売却により借入金を減少させ、収益の増加を図る。 4. 給与の見直し、従業員のリストラ等により経費の削減を図る。 ○支援先の改善内容 経営改善支援取組み先5先のうち、1先が要注意先から正常先にランクアップした。 ○課題 財務に関するアドバイスは可能であるが、販路を広げるなど業務に関するアドバイスは難しい面がある。
	16年4月～17年3月	○基本方針 1. 要注意先は、長期的な存続と再生に向けた方策を模索し、可能な限りの支援を行う 2. 不良債権の新規発生防止に努める。 ○取組み内容 1. 来店時、訪問により積極的にアドバイスし支援を行う 2. 債務者の実態把握を実地に行う 3. 上記の結果、遊休地の売却により借入金を減少させ、収益の増加を図る。 4. 給与の見直し、従業員のリストラ等により経費の削減を図る。 ○支援先の改善内容 経営改善支援取組み先5先に引き続きアドバイスし支援を行った。 ○課題 財務に関するアドバイスは可能であるが、販路を広げるなど業務に関するアドバイスは難しい面がある。

(注)下記の項目を含む

- ・ 経営改善支援について、どのような取組み方針を策定しているか。

- ・ 同方針に従い、具体的にどのような活動を行ったか。
- ・ こうした取組みにより支援先にどのような改善がみられたか。
- ・ こうした取組みを進め成果を上げていくための課題は何か（借手の中小企業サイドの課題を含む）

経営改善支援の取組み実績

津信用金庫

【15年4月～17年3月】

(単位: 先数)

		期初債務者数	うち 経営改善支援取組み先	α	αのうち期末に債務者 区分が上昇した先数 β	αのうち期末に債務者 区分が変化しなかった先 γ
正常先		1,538		0		0
要 注 意 先	うちその他要注意先	38		2	1	1
	うち要管理先	14		0	0	0
破綻懸念先		23		3	0	3
実質破綻先		0		0	0	0
破綻先		0		0	0	0
合 計		1,613		5	1	4

(注) 期初債務者数及び債務者区分は15年4月当初時点で整理

・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。

・βには、当期末（17年3月末）の債務者区分が期初（15年4月当初）より上昇した先数を記載。

なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めない。

・期初（15年4月当初）の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末（17年3月末）に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合はβに含める。

・期初（15年4月当初）に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については

（仮に選定時の債務者区分が期初（15年4月当初）の債務者区分と異なっていたとしても）期初（15年4月当初）の債務者区分に従って整理すること。

・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。

・γには、期末（17年3月末）の債務者区分が期初（15年4月当初）と変化しなかった先数を記載。

・みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。

経営改善支援の取組み実績

津信用金庫

【16年度(16年4月～17年3月)】

(単位:先数)

		期初債務者数	うち 経営改善支援取組み先	α	αのうち期末に債務者 区分が上昇した先数 β	αのうち期末に債務者 区分が変化しなかった先 γ
正常先		1,430		2		1
要 注 意 先	うちその他要注意先	34		0	0	0
	うち要管理先	13		0	0	0
破綻懸念先		27		3	0	3
実質破綻先		0		0	0	0
破綻先		0		0	0	0
合 計		1,504		5	0	4

(注) 期初債務者数及び債務者区分は16年4月当初時点で整理

債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。

・βには、当期末の債務者区分が期初より上昇した先数を記載。

なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めない。

・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」に
上昇した場合はβに含める。

・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については

(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。

・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。

・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。

・みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。